

法定義務研修会

令和6年度 第2回法定義務研修会



日程 令和6年8月23日(金)

場所 札幌コンベンションセンター(札幌市白石区)

相続税・贈与税について~改正点含め~ 第1講 講師:佐藤亮司税理士事務所 税理士 佐藤 亮司氏

宅建業法違反による処分事例

第2講 講師:北海道建設部住宅局建築指導課管理指導係 主査(不動産業) 松原 美砂氏

契約不適合(瑕疵)について・

第3講 人の死の告知に関するガイドライン

> 講師:諏訪・髙橋法律事務所 弁護士 諏訪 裕滋氏







第2講 講師 松原 美砂氏



第3講 講師

集会形式では本年度初となる法定義務研修会を札幌コンベンションセ ンター(札幌市)にて開催しました。会員223名が受講し、3名の講師によ る講演を通じて税制改正のポイントや業法違反による処分事例、契約不 適合に関する見識を深めました。

当日は横山鷹史本部長の開会挨拶の後、3部構成で講義を行いました。 第1講では佐藤亮司税理士事務所の佐藤亮司税理士をお招きし、令和 5年度税制改正を受け、相続税法の一部改正が行われ、その改正ポイン トなどを解説していただきました。

第2講の北海道建設部住宅局建築指導課管理指導係の松原美砂主査 による講義では、宅建業法違反に伴う監督処分の基準や具体的な処分事 例を示しながら取引時の留意事項を伝えました。

第3講では、諏訪・髙橋法律事務所の諏訪裕滋弁護士が、契約不適合 及び人の死の告知に関するガイドラインについて説明し、契約書の特約、 重要事項説明書などへの記載方法や注意点をご説明いただきました。

各講義に関し出席者からのアンケート結果では、説明が分かりやすかっ た、具体的な話で非常に良かった、再確認できて理解を深めることができ た等、大変有意義だったという内容が多くみられました。

宅地建物取引士法定講習

令和6年度における宅建士証交付に係る法定講習はeラーニングシステム(パ ソコン、スマートフォン、タブレットにより講習を個別に受講する形式)とDVD視 聴による集会形式によって開催しております。お持ちの取引士証をご確認いた だき、有効期間満了をお迎えになる方はお申込みのうえ、ご受講ください。 【お申し込み・お問い合わせ】北海道本部事務局 TEL.011-232-0550

※宅建士の法定講習は(公社)北海道宅地建物取 引業協会(北海道宅建協会)でも実施しています ので、講習日日程等につきましては北海道宅建協 会事務局(TEL.011-642-4422)までお問合せく ださい。

■eラーニングシステムによる形式

講習番号	取引士証発行日	受講期間 (Web上での視聴可能期間)	対象者 [*] (更新の場合の取引士証有効期限)	申込書類締切
(5)	令和7年1月31日(金)	1月6日(月)~1月30日(木)	令和7年1月31日~令和7年7月30日	1月10日(金)必着
6	令和7年3月28日(金)	3月3日(月)~3月27日(木)	令和7年3月28日~令和7年9月27日	3月7日(金)必着

■DVD視聴による集会形式 会場:全日ビル3階会議室(札幌市中央区南4条6丁目11番地2)

講習 コード	取引士証発行日	開催日 (開催場所: 当本部)	対象者 [*] (更新の場合の取引士証有効期限)	申込書類締切
В	令和7年2月7日(金)	2月7日(金)	令和7年2月7日~令和7年8月6日	先着25名(1月27日必着)

※取引士証(主任者証)の更新申請以外の「新規」又は「期限切れによる再取得希望」の方も受講いただけます。



CONTENTS

研修会/講習会

- ●法定義務研修会
- ●宅地建物取引士法定講習
- 特集 不動産しっとくコラム vol.9 2025年問題と不動産市場

information

- ●全日ゴルフ大会
- ●全日納涼会
- ●空家無料相談会 in 当麻町
- ●宅建試験直前模擬試験
- ●全日北海道道南ブロック青年部会 第2回定例会
- ●道南ブロック 情報交換会(納涼ビアパーティー)
- ●道央ブロック 寄付活動
- ●不動産セミナー&相談会 in 旭川
- ●全国一斉不動産無料相談会

全日ほっかいどう広報誌 「Rabby」のご感想やご意 見、取り上げてほしい記事 などのご要望がありました ら、全日北海道本部事務局 あてに、電話、メール、FAXな どでお寄せください。

[本部事務局] TEL.011-232-0550 FAX.011-232-0552

[メール] https://hokkaido.zennichi.or.jp/ 「お問い合わせ」フォームを ご利用ください。

不動産・建築に関する法律コラム 法律相談

建物明渡と即決和解



諸変更事項/入退会 10

お知らせ

令和6年度第5回法定義務研修会・ 全日忘年会の開催について

日時:12月10日(火)13:30

場所:グランドメルキュール札幌大通公園

新入会員紹介キャンペーン実施中!

会員の皆様より入会希望者をご紹介いただくと1社につき 3万円分の商品券を差し上げております。詳細は事務局 (TEL.011-232-0550)までお問い合わせください。

全日北海道アプリのリリースについて

全日北海道本部アプリでは最新情報をいち早く入手でき ます。下記のQRコードを読み取り、アプリのインストールを お願いいたします。







iPhone版

android版

特集 不動産しっとくコラム (vol.9)

2025年問題と不動産市場

2025年問題とは、団塊世代が後期高齢者になることによる、社会保険の増加や労働力不足などのこと。この2025年問題において、不動産市場にはどのような影響が考えられるのでしょうか。

今回は2025年問題の基礎知識や不動産市場、業界に与える影響とその対応策などについて解説していきます。

2025年問題とは?

2025年は、日本における人口動態の大きな変化が予想される年。2025年問題とは、特に団塊の世代(1947~1949年生まれ)が2025年までにすべて75歳以上の後期高齢者となることで、医療・介護をはじめとした社会保障制度や経済に与える影響のことを指します。2025年は少子高齢化が顕著に現れる年として位置付けられており、社会のあらゆる分野で対策が急務とされています。

これに伴い、高齢者向けの医療・介護サービスの需要が急増する一方、労働力の減少が加速し、生産年齢人口の減少による経済成長の停滞が懸念されています。また、都市部とそれ以外の人口バランスもさらに偏ると予測され、都市部では高齢化社会への対応が進む一方、それ以外の地域では過疎化と人口減少が深刻化する可能性があります。このような人口動態の変化は、医療、社会福祉、経済、住宅、地域社会にまで広範な影響を与えるため、各分野での抜本的な対策が必要とされています。

2025年問題で懸念されていること



2025年問題における主な懸念点は、高齢化に伴う社会保障費の増大と労働力不足の深刻化です。まず、高齢者の増加により医療・介護のニーズが急拡大する一方で、それに対応する人材や施設の不足が問題視されています。特に都市部以外では介護施設や医療機関の人手不足が顕著となり、十分なサービスが提供できなくなる恐れがあります。

また、働き手の減少による労働力不足が、経済全体に大きな負担をもたらします。労働力の減少は、消費力や生産性の低下を引き起こし、経済成長にブレーキをかけます。企業は人手不足への対応として、AIや自動化を進めざるを得なくなるため、これに対応できない業界はさらに厳しい局面に立たされるでしょう。加えて、中小企業などは人手不足によって会社が存続できるかどうかに直結してしまうことがあります。さらに経営者が高齢化しても後継者がいない場合は、利益が上がっていても廃業を選択しなくてはならないかもしれません。5年という月日はあっという間ですから、今のうちから5年先を見据えて行動をすることが賢明でしょう。

それから、高齢者の家族を抱えたことによる介護離職が増える可能性があります。生産人口である世代でも、働くことができなくなる可能性があることは認識しておきましょう。

不動産市場に与える影響



不動産業界は2025年問題に直面することで、業界特有の問題を抱えると考えられます。まず、都市とそれ以外の不動産市場の二極化が挙げられます。都市部以外では人口減少と高齢化の影響により、空き家が増加し、不動産の需要が急激に落ち込む可能性があります。空き家は管理コストがかかるため、放置されると防犯上の問題や地域の荒廃を招き、さらには地価の下落を招く要因となってしまうでしょう。

一方、都市部では高齢者向けの住まいの需要が急増し、供給不足が深刻な問題となる可能性があります。高齢者が安心して暮らせるバリアフリー住宅や、介護施設付きの住宅は非常に限られているため、今後の需要拡大に対応できないと、都市部でも住まいに困る高齢者が増えることが予想されます。

さらに、少子化に伴い住宅の購入層が減少することで、住宅市場全体が縮小するリスクもあります。これにより、不動産価格が長期的に低迷する可能性があり、特に物件の販売が難しくなるでしょう。また、労働力不足が不動産業界にも影響を及ぼし、建設業や管理業務における人手不足が顕著になることが予想されます。これらの問題に対応するために、業界全体での抜本的な改革が必要とされています。

不動産業界における対応策



不動産業界が2025年問題に対応するためには、下記のような対応策を講じておく必要があります。

対応策: 1 高齢者向けの住まいの充実

具体的には、バリアフリー設計や介護施設併設型の住宅開発を促進することが重要です。これにより、高齢化社会に適応した住環境を提供し、需要に応えることができます。また、既存の空き家や古い住宅をリノベーションし、高齢者向けの賃貸物件として活用する方法も有効です。

ただし、2025年から数年はよくても、もっと先の少子高齢化を見据えた際には、すぐに空き家だらけになってしまう可能性もあります。やはり新築でどんどん箱を増やすのではなく、既存の建物をどう有効活用するかどうかを考えることが必要ではないでしょうか。



^{対応策: 2} 都市部以外の地域の空き家対策

都市部以外の地域では、空き家を有効活用するために、地域再生プロジェクトを立ち上げ、空き家を移住希望者や地域の資源として活用する施策をこれまで以上に推進する必要があります。また、観光資源やサテライトオフィスとして空き家を活用することで、地域経済を活性化させ、人口減少によるマイナスの影響を軽減することが期待されます。



^{対応策:3} 人手不足に備えたデジタル技術の導入

AIやIoTを活用することで、管理業務や不動産取引の効率化を図り、人手不足の問題に対応します。不動産業界はIT化が遅れているともいわれていますが、コロナ禍で一気にリモート化が進められたように、2025年問題を見据えた業務効率化の一環として、積極的にAIやIoTを活用してみてはいかがでしょうか。



対応策: 4 人材の育成

業界が先細りにならないように、不動産業界の人材を育成する必要があります。これからは、実務は自動化されていく可能性があるので、求められるのはプロとしての提案力。不動産の売買から相続までコンサルできるような人材を抱えることで、付加価値が発生し、取引に頼らない経営ができるようになります。



人口減少や高齢化に伴う需要の変化に迅速に対応し、地域や顧客ニーズに合わせた柔軟なビジネスモデルを構築することが、2025年以降の不動産業界で生き残るカギとなるのではないでしょうか。

※掲載の内容は2024年10月現在のものです。

全日ゴルフ大会

令和6年8月7日(水)

令和元年度以来、5年ぶりとなる全日ゴルフ大会がクラークカントリークラブ(北広島市)にて開催されました。コロナの影響等で中止が続いておりましたが、開催を期待する会員からの要望もあり、実施する運びとなりました。

横山鷹史本部長、競技委員長を務めた安田晴久理事はじめ28名にご参加いただき、当日は酷暑の中、大汗をかきながら会員間同士の親睦を深め合いました。

本年は親睦を目的とする事業として実施。競技ルールはダブルペリア方式 を採用し、(株)ツカサホーム代表取締役の佐藤慎司氏が優勝しました。また、



ショートホールでは(株)ワイ・エス・ジー代表取締役の石川剛氏から協賛いただいたラビーちゃんフラッグを使用させていただきました。 プレー終了後、昼食を取りながら横山本部長の司会進行により表彰式を行い、先着順にほしいモノを選んでもらうスタイルとし、会場は大い に盛り上がりました。来年度は開催時期を再考し、より多くの方々が集まっていただければと考えております。ご協賛いただきました17社の会員の皆様、この場をお借りしまして御礼申し上げます。

全日納涼会

令和6年8月30日(金)

好評だった昨年度に引き続き、全日納涼会を8月30日(金)、北海道ビール園(札幌市)にて開催しました。会員ら101名が参加し、木の温もり溢れる店内で冷たい生ビールやジンギスカンなどを味わいながら、夏のひとときを大いに楽しみました。

新井田政人組織・広報委員長の開会宣言に続き、横山鷹史本部長が挨拶し、会員間の交流 や情報交換の場として有意義な時間を過ごしてほしいと呼び掛けました。

三國成能副本部長の発声で乾杯し、晴れやかに開宴。参加者はテーブルを囲んで談笑し、ふれあいを楽しみ、中盤では席を移動しながら人脈づくりや情報共有などで盛り上がりました。 笑い声が響き渡る中、池谷剛副本部長の中締めで惜しまれながらも閉会しました。

会員の皆様からは「楽しい時間を過ごせて人脈も広がった」「来年もまた参加したい」など夏の恒例行事として継続を望む声を多くいただきました。





空家無料相談会 in 当麻町

令和6年9月28日(土)

北海道行政書士会主催の空家無料相談会が9月28日(土)当麻町 公民館まとまーるにて開催されました。北海道本部からは山田勝利道 北ブロック長が不動産の売却等の相談に対応しました。

北海道本部と北海道行政書士会は令和元年に「空家等対策に関する協定」を締結し、その一環として各地で相談会を開催しております。

当日は両団体のほか、0円都市開発(同)、旭川信用金庫が参加し、 午前10時半から午後2時半まで対応。当麻町、比布町内に不動産を所 有する方々が来場し、相談員からの助言に耳を傾けておりました。

■相談件数 当麻町 8件



宅建試験直前模擬試験

令和6年10月8日(火)、9日(水)、11日(金)

10月20日(日)に控えた宅建本試験を視野に入れた、宅建試験直前模擬試験を全日ビル3階会議室にて実施しました。10月8日(火)は27名、10月9日(水)は24名、10月11日(金)は22名の計73名が受験し、各日とも模擬試験後には、LEC東京リーガルマインド講師による解説講義があり、出題傾向の高い分野を中心にポイント解説を行いました。

受験者は本番さながらの緊張感の中、問題用紙と向き合い、講師の解説についてメモを取りながら、知識の習得に努めました。



全日北海道道南ブロック青年部会 第2回定例会

令和6年9月24日(火)

9月24日(火)、函館コミュニティプラザGスクエア(函館市)にて、全日北海道道南ブロック青年部会の第2回定例会が開催されました。来賓である全日北海道青年部会の赤間聖部会長を含め13名が出席し、セミナーテーマである親愛信託(民事信託)についての理解を深めました。

親愛信託とは、財産を所有する「委託者」が、信頼できる親族や一般社団法人などの「受託者」に信託契約によって名義を変更し、管理・運営してもらう仕組みです。当日は、北海道本部監事を務める(一社)よ・つ・ば民事信託北海道代表理事の市下順紀氏をお迎えし、「はじめての親愛信託」と題して相続と信託の違い、不動産信託の利用方法などについて講演いただき、新たな知見を得る貴重な機会となりました。

セミナー後は懇親会を開催し、自己紹介・自社アピールを行うなど親睦を 深めることができました。



道南ブロック 情報交換会(納涼ビアパーティー)

令和6年8月2日(金)

道南ブロックは8月2日(金)、夏の恒例行事となっている情報交換会を 函館ビヤホール(函館市)にて開催しました。会員間同士で飲食を共にし ながら親睦を深めるとともに、有意義な情報を交換し合いました。

当日は23名が参加。観光名所である金森赤レンガ倉庫群にある異国 情緒溢れる店内にて新井田政人ブロック長による発声で乾杯をし、賑や



かな雰囲気で開宴しました。グラスを手に参加者は親睦や交流を深め、会員間で近況の報告や不動産市場の動向などさまざまな情報を交換する貴重な場となりました。



道央ブロック 寄付活動

令和6年9月6日(金)

道央ブロックは、地域福祉の推進に役立ててもらおうと寄付活動を展開しております。9月6日(金)には浦河町まちなか元気ステーション内にあるキッズスペースの玩具購入費として浦河町に5万円を寄贈しました。

役場にて行った贈呈式には水戸喜則ブロック長、梶田多恵子 副ブロック長ら5名が出席。水戸ブロック長は地域への恩返しと してエリア内の福祉施設や自治体などに寄付をしている旨を説 明し、松田有宏副町長に目録を手渡しました。

松田副町長からは子育て支援をまちづくりの柱に掲げて取り 組んでいることから、「ありがたいこと。有効に活用させていただ く」と感謝の言葉をいただきました。



不動産セミナー&相談会 in 旭川

令和6年10月1日(火)

道北ブロックでは、全国一斉不動産無料相談会として道内6会場で相談会を行った10月1日(火)に併せて、アートホテル旭川(旭川市)にて不動産セミナーを開催しました。新聞広告を見てお越しくださった11名が参加し、住まいや不動産に関する身近な問題について知識を養いました。

旭川地区における当協会の認知度を高めることを目的とし、一般市民及び宅建業者を対象としたセミナー及び相談会を企画。札幌・石川法律事務所の石川和弘弁護士が講師となり、①賃貸物件の立退き②売買契約不適合について講演、後半は宅建業者向けとし、覚書の効力など事例を紹介しつつ、質問形式で不動産取引に関する留意点を学習しました。

参加者からは「大変分かりやすい内容だった」「勉強になった」などの声をいただきました。





全国一斉不動産無料相談会

令和6年10月1日(火)

(公社)全日本不動産協会は、不動産に関する疑問や悩みを抱える消費者が気軽に相談できるよう、設立日である10月1日に毎年、全国一斉 で相談会を行っております。北海道本部は、モユクサッポロ(札幌会場)、ポールスターショッピングセンター(函館会場)、苫小牧市民会館(苫小 牧会場)、アートホテル旭川(旭川会場)、まちきた大通ビル(北見会場)、釧路市生涯学習センター(釧路会場)の6会場で開催し、新聞広告やホ ームページ等を見た一般消費者から多数、ご来場いただきました。

当本部苦情処理・綱紀委員、流通推進・流通センター運営委員、ブロック・部会役員のほか、弁護士、税理士、司法書士、一級建築士が相続、 不動産取引に係る税金、所有している不動産売却などの相談に対応し、相談者は専門家からの助言を熱心に聞き入っておりました。

また、来場者特典として災害時に役立つエマージェンシーボトルを配付。相談内容に応じて「家を売る。」「家を買う。」などの冊子をお渡しし、 不動産取引の安全と公正を確保する機会とすることができました。



札幌会場・・・・・・ 22件

民法に関する相談 ・・・・・・ 2件 登記に関する相談・・・・・・・2件 税金に関する相談・・・・・・ 8件 ローン等に関する相談・・・・・1件 物件に関する相談・・・・・・ 9件





函館会場 · · · · · 8件

民法に関する相談 ・・・・・・ 1件 税金に関する相談・・・・・・ 1件 物件に関する相談・・・・・・5件 その他・・・・・・1件





苫小牧会場 … 6件

登記に関する相談・・・・・・・1件 物件に関する相談・・・・・・ 5件



旭川会場 … 2件

借地借家法に関する相談・・1件 物件に関する相談・・・・・・1件



北見会場 ****** 20件

民法に関する相談 ・・・・・・ 2件 登記に関する相談・・・・・・ 7件 税金に関する相談・・・・・・ 7件 物件に関する相談・・・・・・・4件





釧路会場・・・・・・・・ 4件

民法に関する相談・・・・・・ 1件 ローン等に関する相談・・・・・1件 物件に関する相談・・・・・・ 2件

あなたも一緒に参加しませんか?

きれいなまち、安心なまち、 思いやりあふれるまちの それを支えるあんな活動も、 こんな活動も、じつは 町内会・自治会が行っています。



交流

お祭りなどをはじめとした。 交流の場を開催しています。



公園や道路などでのマナーの 啓発に努めています。

家族のつぎに身近なきずな

札幌市・町内会

検索



法律相談

不動産・建築に関する法律コラム



弁護士石川 和弘

http://ishikawa-lo.com/

TEL.011-209-7150



今回のテーマ

建物明渡と即決和解

n

いわゆる立退の事案で、裁判になることなく、交渉において明渡の時期や 立退料の額などにつき、賃貸人・賃借人が合意に達すると、合意書を作 成することになります。

合意書を作る法的義務はありませんが、これを作らないとトラブルの元に なります。

さて、合意書を作っても、賃借人が明渡期限を守って明渡すとは限りま 2 せん。

> 賃借人が速やかに明渡さない場合は裁判をせざるを得ず、法的手続開 始から明渡までには、相当な時間(最短でも6か月程度、長ければ1年近 く)がかかります。

- このような事態を防ぐためには、裁判不要で明渡の強制執行(これには 3 3か月程度かかります)ができるようにしておかなければなりません。 この際、公正証書の作成は無意味です。公正証書を作成すると、金銭の 支払を求める権利については、裁判不要で差押(強制執行)ができます が、明渡の強制執行はできないからです。
- 適切な手続は即決和解です。 4 合意書(案)を作成し、簡易裁判所に即決和解の申立をしたうえ、賃貸 人・賃借人の双方が一度裁判所に行くだけで、弁護士不要の手続です。 もちろん、弁護士に依頼することも可能なので、弁護士に費用を確認し て、依頼するか否かを決めて下さい。

即決和解をすると、賃借人が明渡さない場合でも、裁判不要で強制執行 の手続に入ることができます。

そのため、立退の事案では、即決和解をすることが、いわば、標準仕様と なっているのです。

諸変更事項/入退会

諸変更事項

年/月	変更事項	商号	変更後	変更前
	所在地 TEL·FAX	トオダホーム(株)	〒001-0908 札幌市北区新琴似8条3丁目2-7 TEL:011-790-6422·FAX:011-792-6460	〒003-0001 札幌市白石区東札幌1条5丁目1-1-106 TEL:011-867-9913·FAX:011-867-9917
	専任取引士	(株)エフズライフ ホームメイトFC円山店		横井 雄太(十勝1278)
	専任取引士	(株)エフズライフ	横井 雄太(十勝1278)	
		(株)エフズライフ ホームメイトFC平岸店	金子 拓海(石狩24778)	
		グッドフィールド(株) 函館支社	工藤 敏之 工藤 敏之(石狩24824)	ル川 剛 ル川 剛(石狩13527)
	政令使用人 専任取引士	グッドフィールド(株) 本店白石事業所	中橋 祐太	芦野 茂樹 芦野 茂樹(渡島1251)
	専任取引士	グッドネクスト(株)	芦野 茂樹(渡島1251)	
	専任取引士	(株)エムズ 自石店	小川 洋行(石狩20225)	門田 亜実(石狩23152)
R6/8	政令使用人 専任取引士	(株)エムズ 南4条店	松村 光哲 松村 光哲(石狩22013)	北川 大 髙橋 拓馬(石狩15788)
110/0	専任取引士	(株)ウィンドワード		三宮 昴平(石狩22501)
	所在地 TEL·FAX	(株)OODA	〒060-0005 札幌市中央区北5条西11丁目16番1-702 TEL:011-211-4644·FAX:011-211-4662	〒003-0027 札幌市白石区本通北6番1-3A TEL:011-598-6431·FAX:011-598-6432
	所在地	(株)AndDoホールディングス 大通西店	〒060-0061 札幌市中央区南1条西2丁目4-1第5藤井ビル3会50号室	〒060-0061 札幌市中央区南1条西9丁目1-15井門札幌S109ビル6階F号室
	専任取引士	(株)ムゲンエステート 札幌営業所	梶原 淳司(石狩25167)	
	専任取引士	(株)パワー・ステーション 恵庭店	柳本 千晴(石狩8440)	
	所在地	(株)おがた	〒007-0826 札幌市東区東雁来6条2丁目3番14号	〒003-0836 札幌市白石区北郷6条4丁目4番17号
	代表者	FBライフ(株)	工藤 慶樹	山口 隼生
	専任取引士	ダイニチキャピタル&ホープ(株)	工藤 侑紘(石狩24945)	
	専任取引士	(株)エフズライフ ホームメイトFC平岸店		本間 照代(石狩9738)
	専任取引士	(株)エフズライフ		柿江 幸教(石狩9383)
	専任取引士	(株)アシスト 札幌駅前店	西野 翔耀(石狩25192)	
	所在地	(株)桂和サービス	〒060-0042 札幌市中央区大通西3丁目8-1桂和大通ビル51	〒064-0805 札幌市中央区南5条西6丁目9第5桂和ビル
	所在地 TEL·FAX	(株)クリアエステイト	〒060-0042 札幌市中央区大通西18丁目1番地26 山京大通ビル別館1階 TEL:011-590-0783・FAX:011-590-0786	〒061-1374 恵庭市恵み野北7丁目北14-14 TEL:080-2821-3925
	导性取引工	原宿不動産(株) 札幌支店	名越 珠賢 名越 珠賢(神奈川県126670)	本多 理一 本多 理一(石狩22559)
R6/9	所在地 FAX	(株)Foresee Consulting	〒060-0061 札幌市中央区南1条西11丁目327-6ワンズ南位一条ビル3階 FAX:011-351-2202	〒060-0061 札幌市中央区南1条西11丁目327-6ワンズ南位一条ビル5階 FAX:011-213-1009
110/3	代表者	(株)BESS札幌	井上 大輔	壽松木 康晴
	代表者	(株)たつざき不動産	龍崎 仁史	龍崎 麻佑
	専任取引士	(株)Line 南平岸店	吉田 優人(石狩19709)	梶浦 利菜(石狩24420)
	所在地	北海道ブレイス(株) 千歳営業所	〒066-0073 千歳市北斗1丁目6番6号Laugh Tale1F	〒066-0015 千歳市青葉3丁目6番32号
	商号	(株) エゾデベ	(株)エゾデベ	(株)Ezo Developmment Commission
	所在地	(株)サイン	〒040-0036 函館市東雲町11番3号	〒041-0852 函館市鍛治1丁目11番8号

入会

年/月	免許番号	商号	代 表 者	所 在 地
	オホ (1) 450	Gテクノ	伊藤 哲也	北見市常盤町6丁目4番地9
	石狩 (1) 9502	サンクプランニング(株)	武田 久紀	札幌市北区新琴似町1001番地21
R6/8	釧路 (1) 566	(株)きらら不動産	長江 孝文	釧路市入江町12-19
	石狩 (1) 9505	TK不動産(株)	徳家 明希	札幌市北区百合が原7丁目8-10
	大臣 (6) 5508	ケイアイスター不動産(株) 札幌営業所	細貝 紳一郎	札幌市東区伏古3条4丁目1-1
	石狩 (1) 9509	(株)WISH	武山 大輝	江別市見晴台11番地11
	石狩 (1) 9510	A・プロパティ(株)	田中 裕樹	札幌市西区山の手2条5丁目5番23号
	釧路 (1) 568	(株)スタジオ・バリスタ	佐藤 猛	釧路市文苑3丁目26番7号
	石狩 (1) 9516	(株)グランキャピタル	本多 理一	札幌市白石区本通南17丁目南7-12 ハーミテージ南郷通
R6/9	石狩 (1) 9517	(株)ソレア	南 貴大	札幌市西区二十四軒1条5丁目1番2 ラ・ポール二十四軒2号館107号室
	石狩 (1) 9513	(株)NP	成澤 守	札幌市西区発寒4条2丁目1-1-201
	石狩 (1) 9503	(株)プログレス	石岡 太樹	札幌市手稲区前田5条13丁目3-21
	石狩 (1) 9497	(株)ホクシンビル開発	平井 睦雄	札幌市白石区本郷通1丁目北1-15

退会

年/月	免許番号	商号	代 表 者	所 在 地
	石狩 (1) 8896	グッドネクスト(株) 函館支社	西村 秀幸	函館市松風町16番11号
R6/8	石狩 (1) 8968	(株)さっぽろゼロはうす	西柳 祐人	札幌市北区新川4条11丁目8番20号
	石狩 (1) 9310	Zekkei Cosmos(株)	石丸 修太郎	札幌市中央区南10条西14丁目1番25号
R6/9	石狩 (1) 9261	ライフアンドバックス(株)	早川 秀樹	札幌市中央区南1条東2-11-1 ノーザンヒルズ大通東9FA号室
	石狩 (1) 9281	ARQ ESTATE GROUP(株)	堀内 恒太	札幌市豊平区平岸1条12丁目1番45号 北富ビル2階
	日高 (3) 37	ケイセイマサキ建設(株)	正木 健太	新冠郡新冠町字大狩部98番地の1
	石狩 (1) 9122	(株)マックスヴュー	池田 雅之	札幌市中央区南一条西8丁目9番地1 ECONET BLD6階

おくやみ

諏訪·髙橋法律事務所 弁護士 諏訪 裕滋氏

法定義務研修会の講師を務めていただいておりました諏訪裕滋先生が令和6年10月26日逝去されました。 故人のご冥福を心よりお祈りし、謹んでお知らせいたします。



分担金60万円含む ※なお、上記分担金60万円は退会時に原則全額返金されます。

弁済業務保証金

万円4年会



with us.

その挑戦はあなたの未来を、 大きく変えると思うから。 未来を変えるチャンスがここに。



公益社団法人 全日本不動産協会北海道本部 公益社団法人不動産保証協会北海道本部 -般社団法人 **全国不動産協会北海道本部**





〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目11番地2 全日ビル2階

Zen

TEL 011-232-0550 FAX 011-232-0552





